

# 衆議院法務委員会ニュース

【第 198 回国会】令和元年 5 月 8 日（水）、第 14 回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）田所嘉徳君（自民）、遠山清彦君（公明）、黒岩宇洋君（立憲）、山本和嘉子君（立憲）、源馬謙太郎君（国民）、津村啓介君（国民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 田所嘉徳君（自民）

#### （1）法曹養成制度

ア 法科大学院の志願者数の減少や平成 14 年に閣議決定された司法試験の年間合格者数の目標の撤回等を踏まえると、法科大学院制度の制度設計や運用には問題があったとの考えに対する法務省の見解

イ 法曹養成に特化した専門職大学院である法科大学院の教育の充実に向けた施策及び原級留置や退学となる者の割合が増加している現状についての文部科学省の見解

ウ 本来の制度趣旨とは異なる目的で利用されている予備試験制度は法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を阻害しているとの考えに対する法務省の見解

（2）与野党で議員立法によるサービサー法改正が検討されていること及びサービサーによる債権回収の状況に関する評価についての法務大臣の見解

（3）司法の分野における我が国の国際競争力は高いとは言えず、国際的な分野に幅広く対応できる法曹の養成が急務であるとの考えに対する法務大臣の見解

### 遠山清彦君（公明）

#### 死刑制度

ア 死刑制度に関する法務大臣の見解の確認

イ 本年 3 月 8 日の当委員会における答弁の際に法務大臣が死刑制度存置の根拠として、死刑を合憲と判断した昭和 23 年 3 月 12 日の最高裁判所大法廷判決に言及しなかった理由

ウ 現代多数の文化国家が死刑を廃止又は停止している現状を踏まえると、同判決の「現代多数の文化国家におけると同様に」という考え方は現在では死刑制度の合憲性を補強する理由とはならないとの考え方に対する法務大臣の見解

エ 死刑執行方法として絞首刑を規定した法律及びその概要

オ 絞罪器械図式（明治 6 年太政官布告第 65 号）が現行憲法下においても法律と同一の効力を有するものと認められている理由

カ 現在の絞首刑の執行方法が残虐な刑罰に当たらないとする医学的な根拠の有無

### 黒岩宇洋君（立憲）

#### 恩赦制度

ア 昭和 23 年の恩赦制度審議会の最終意見書で一般恩赦の運用方針として示された社会事情の変化や法令の改廃等があった場合に衡平の精神に基づいて行われた恩赦及び刑事政策の観点等に基づいて行われた恩赦の有無

イ 昭和天皇御崩御の際の恩赦と法令改廃に伴う恩赦の関係

- ウ 国家の慶弔時等に関係なく社会事情の変化や法令の改廃等を契機かつ恩赦事由として行われた政令恩赦の有無
- エ 昭和天皇御大喪に際しての大赦令
  - a 恩赦の対象となった大赦令第1条第6号から第17号までの12の罪以外に拘留又は科料のみを法定刑とする罪が当時存在したか否かの確認
  - b 拘留又は科料を法定刑とする罪のうち12の罪が大赦の対象となった理由
  - c 大赦令を起案した省庁の部局名及び課名
  - d 大赦の対象となる12の罪は諸般の事情を考慮して決定したとの趣旨の答弁の根拠の有無
  - e 法務省の複数局が関与する閣議請議を作成する際の具体的な調整方法
  - f 上記の複数局間の調整が口頭ではなく文書で行われるか否かの確認
  - g 大赦令の起案から決裁までの法務省における議論のプロセス
  - h 大赦令の閣議請議の決裁の原議書に関連する資料の廃棄の有無
  - i 公文書の管理において永年保存と定められた文書に大赦令の起案から決裁までのプロセスに関する文書が含まれていないことの確認
  - j 昭和55年の連絡会議申合せ「公文書等の国立公文書館への移管及び国立公文書館における公開について」において各省庁が作成することとされた文書等の国立公文書館への移管に関する具体的な計画の内容
  - k 大赦令の起案から決済までのプロセスを知っている職員の有無
- オ 昭和天皇御大喪恩赦における公職選挙法違反者への対応
- カ 恩赦に民意を反映させ、恩赦権濫用を防止するため、衆参議長、最高裁判所長官、日本弁護士連合会会長などにより構成する恩赦審議会を設けるべきとの恩赦制度審議会の最終意見書の考えに対する法務大臣の見解

#### 山本和嘉子君（立憲）

- (1) 再犯防止
  - ア 再犯者率の現状
  - イ 法務省の再犯防止対策の具体的内容
  - ウ デンマークで行われているように犯罪者にもノーマライゼーションの考え方を適用することは犯罪者への偏見を取り除き、社会復帰に有効であるとの考えに対する法務大臣の見解
  - エ 我が国の刑事施設における受刑者の面会の在り方について、自由な雰囲気での面会が行われている外国の例を参考とした検討の有無
  - オ 刑事施設の作業報奨金について、再犯防止のために出所時の生活資金を確保できる額にするとの検討の有無
  - カ 外部通勤作業に従事した受刑者に対する報酬の有無
  - キ 犯罪をした高齢者の再犯防止についての議論や取組の内容
  - ク 諸外国で行われている社会奉仕命令制度の導入についての現時点の法務省の見解
- (2) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部改正案
  - ア 今回の改正案は平成13年の司法制度改革審議会意見書に掲げられたプロセスとしての法曹養成の理念に変更を加えるものか否かの確認
  - イ 今回の改正案による法科大学院の理念や位置付けへの影響についての文部科学省の見解
  - ウ 今回の改正案による司法制度改革審議会意見書の司法試験の改革目的の変更の有無並びに司法試験及び司法修習の時期の変更の有無
  - エ 本来の制度趣旨に沿っていない実態となっている予備試験制度を見直す必要性

#### 源馬謙太郎君（国民）

- (1) 今回の10連休中の緊急事態発生時に備えた法務大臣、法務副大臣及び大臣政務官の態勢
- (2) 「特定技能」に係る試験
  - ア 4月25日及び同26日に実施された外食業の「特定技能」に係る試験の受験者数及び受験を希望したが受験申込みの受付終了により受験できなかった者の人数
  - イ 同試験の定員を当初の338人から1000人に増やしたにもかかわらず、実際の受験者数が460人となった経緯
  - ウ 4月14日に実施された宿泊業の「特定技能」に係る試験の申込者数761人のうち、実際の受験者数が391人となった経緯
  - エ 同試験の申込者数と定員数との比較
  - オ 仮に同試験の受験を申し込んだが実際には受験しなかった者がいなければ、定員との関係上、ほかに受験を希望する者の受験申込みを受け付けることができた可能性についての観光庁の認識
  - カ 「特定技能」に係る試験の定員数の適否及び実際の受験率が低かったことについての農林水産省及び観光庁の見解と今後の対応策
  - キ 受験申込者数に占める実際の受験者数の割合の低さに対する今後の対応策
- (3) 監理団体による技能実習の実習実施者に対する財務状況の確認体制及びその実効性
- (4) 特定技能制度における受入れ機関に対する財務状況の確認体制
- (5) 帰国した失踪技能実習生に対する追加調査についての検討状況
- (6) デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備
  - ア デジタル・プラットフォーマーの定義についての経済産業省の見解
  - イ 欧米におけるデジタル・プラットフォーマーに対する公正競争の側面からの規制状況及び個人情報保護に関する制度の整備状況

## 津村啓介君（国民）

- (1) 裁判官の懲戒処分
  - ア 岡口裁判官に対する分限裁判において、平成30年10月17日に最高裁判所が決定で戒告とした理由及び戒告の効力
  - イ 裁判官に対する処分について、戒告より重いものとして、停職や減給を含む倫理規程を設けていない理由
  - ウ 裁判官分限法における過料の上限及び戒告と過料の軽重
  - エ 裁判官に対する処分について、停職や減給を含む倫理規程を設けるべきとの意見に対する最高裁判所当局の見解
  - オ 憲法上の裁判官の身分保障との関係上、裁判官に対する過料や戒告は問題にはならないが、停職や減給については問題があるとする理由
  - カ 裁判官分限法における過料の上限の増額についての議論の有無
  - キ 同裁判官の著書「最高裁に告ぐ」で引用されている東京高等裁判所が分限裁判で提出した証拠資料に記載されている同裁判官に対してツイッターをやめたら分限裁判にかけない趣旨ともとれる同裁判所長官の発言はパワーハラスメントに該当するのではないかとの指摘に対する最高裁判所当局の見解
  - ク 上記著書の内容が事実と反するのであれば、同裁判官に対する抗議や処分を検討すべきとの意見に対する最高裁判所当局の見解
  - ケ 今回の分限裁判は非公開で行われたため、密室で行われた決定だとの同裁判官からの批判に対する反論の要否についての最高裁判所当局の見解
- (2) 皇位の安定的な継承のための旧宮家の皇籍復帰に関する検討の必要性についての法務大臣の見解

**藤野保史君（共産）**

外国人の入国・在留の自由

- ア 外国人の入国を認めるか否か、認める場合にどのような条件の下にこれを認めるかについては国家の自由裁量であるとしている根拠についての法務大臣の見解
- イ 我が国が締結している主要な国際人権・人道条約の締結及び発効の時期
- ウ 主要な国際人権・人道条約の締結・発効は 1978 年のマクリーン事件最高裁判所判決の後であることの確認
- エ 外国人の受入れは国家の自由裁量であるとの根拠が国際慣習法であるなら、国際人権・人道条約の趣旨を踏まえた上での自由裁量であるという理解でいかどうかについての確認
- オ アの国家の自由裁量は無制限のものではなく、その根拠である国際慣習法を踏まえたものであることの確認
- カ あまりに概括的な表現で法務大臣に広範な裁量を認めるマクリーン基準が掲げる抽象的原理により思考停止に陥ってはならないとの元最高裁判事の指摘に対する法務大臣の見解
- キ マクリーン判決を盾にして外国人の受入れは行政の裁量であるとする運用はやめて国際的な人権保障の水準での運用を行うべきとの意見に対する法務大臣の見解
- ク 昨年 12 月に採択された国連移住グローバル・コンパクトの内容とこれに対する政府の態度
- ケ 法務省も国連移住グローバル・コンパクトの内容の実現に向けて努力する責任があるとの意見に対する法務大臣の見解

**串田誠一君（維新）**

刑法第 179 条の監護者わいせつ及び監護者性交等の罪

- ア 監護者わいせつ及び監護者性交等の罪の制定理由
- イ 本罪の成立には被害者の同意の有無は問わないとの理解に対する法務省の見解
- ウ 「現に監護する」の意義及び養育することと同意義か否かの確認
- エ 単身赴任をしている父親は「現に監護する者」に該当するか否かの確認
- オ 単身赴任をしている父親が「現に監護する者」に該当するか否かを個別的に判断することは罪刑法定主義の観点から問題はないかとの指摘に対する法務省の見解
- カ 民法第 820 条の親権者は「現に監護する者」と同意義か否かの確認
- キ 親権者が経済的、精神的な影響力に乗じて性交等を行った場合には本罪が成立するとの考えに対する法務省の見解
- ク 暴行・脅迫行為と性交等との間に時間的間隔あるいは場所的離隔がある場合の本罪の成立についての法務省の見解
- ケ 民法第 822 条の「懲戒することができる」との規定は懲戒を受ける子は抵抗してはいけないとの趣旨か否かの確認
- コ 子が 18 歳までの間に行われた親の影響力行使による抗拒不能の状態が子が 19 歳以上になっても継続し本罪が成立する可能性についての法務省の見解
- サ 本年 3 月に名古屋地方裁判所岡崎支部で出された父親が娘に対して性交等を行った事件の無罪判決は暴行、脅迫行為の時点が性交等が行われた時点に着目しすぎており国民感情的に疑問があるとの意見に対する法務大臣の見解

**2 戸籍法の一部を改正する法律案（内閣提出第 50 号）**

- ・山下法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。